

報告第 21 号

臨時代理した事件(名張市学校運営協議会委員の委嘱)の承認について

名張市学校運営協議会規則(平成29年教育委員会規則第1号)第7条の規定に基づく名張市学校運営協議会委員の委嘱については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

平成30年11月7日報告

名張市教育委員会
教育長 上 島 和 久

平成30年度 名張市学校運営協議会新規設置校の報告について

【学校運営協議会新規設置校】

1. 学校名 蔵持小学校
2. 設置年月日 平成30年11月1日設置
3. 委嘱・任命委員 下記委員名簿のとおり

名張市立蔵持小学校学校運営協議会委員名簿

委嘱・任命期間：平成30年11月1日～平成31年3月31日

氏 名	所 属 等	備 考 (1)	備考 (2)
若山 博史	蔵持小学校 校長	第7条第1項	任 命
上田 忠	蔵持地区まちづくり委員会 会長	第7条第2項第1号	委 嘱
川嶋 忠司	蔵持地区まちづくり委員会 副会長	第7条第2項第1号	委 嘱
北橋 勝美	蔵持地区まちづくり委員会 副会長	第7条第2項第1号	委 嘱
西岡 孝史	蔵持市民センター長・蔵持小学校学校評議員	第7条第2項第1号	委 嘱
北橋 正敏	蔵持小学校学校評議員	第7条第2項第1号	委 嘱
藤本 悦子	主任児童委員・蔵持小学校学校評議員	第7条第2項第1号	委 嘱
辻岡 重章	放課後児童クラブ運営委員会 会長 蔵持小学校学校評議員	第7条第2項第1号	委 嘱
大野 典子	蔵持小学校PTA役員	第7条第2項第2号	委 嘱
柳生 聖子	蔵持小学校PTA委員	第7条第2項第2号	委 嘱
長田 まち子	蔵持小学校ボランティアコーディネーター 蔵持小学校学校評議員	第7条第2項第3号	委 嘱

名張市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の6の規定に基づき、名張市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、名張市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、地域の特色を生かし、地域住民、保護者等（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画並びに地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民等との双方向の信頼関係を深め、「地域とともにある学校づくり」に取り組むことを目的とする。

(設置等)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、小中一貫教育を施す場合その他教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示するものとし、あらかじめ当該対象学校の校長、当該対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者及び当該対象学校の所在する地域住民の意見を聴くものとする。

3 校長は、前項の規定に基づき対象学校に協議会を設置しようとするときは、学校運営協議会設置申請書（様式第1号）により、教育委員会に申請するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、基本的な方針を作成し、毎年度最初に開催する協議会において承認を得なければならない。

- (1) 当該対象学校の経営計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) その他当該対象学校の校長が特に必要と認める事項に関すること。

- 2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。
(学校運営に関する意見の申し出)

第5条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は当該対象学校の校長に対して意見を述べることができる。

- 2 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときには、あらかじめ、その対象学校の校長の意見を聴取するものとする。
(住民参画の促進等のための情報提供)

第6条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

- 2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。
 - (1) 当該対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、当該対象学校の所在する地域の住民、当該対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者等の理解を深めること。
 - (2) 当該対象学校と前号に規定する者との連携及び協力の推進に資すること。
(委員)

第7条 校長は、その対象学校の協議会委員とする。

- 2 対象学校の校長以外の協議会の委員は、おおむね10人以内（当該対象学校に係る地域づくり組織が複数である場合にあつては、教育委員会が決定した員数）とし、次に掲げる者のうちから、当該対象学校の校長の推薦により教育委員会が委嘱する。
 - (1) 当該対象学校の就学区域の住民
 - (2) 当該対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
 - (3) 当該対象学校の運営に資する活動を行う者
 - (4) 学識経験者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

3 教育委員会は、委員の辞職等により欠員が生じたときは、その補充に努めなければならない。

4 前2項の規定により対象学校の校長が委員を推薦するときは、学校運営協議会委員推薦書（様式第2号）を教育委員会に提出するものとする。

5 教育委員会は、第2項及び第3項の規定により委員の推薦があつたときは、これを尊重し選考を行うものとする。ただし、当該推薦のあつた者以外の者を選考する場合は、教育委員会及びその対象学校の校長で協議し決定するものとする。

6 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する非常勤の特別職の地方公務員の身分を有する。

（委員の任期）

第8条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 第7条第3項の規定により新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（守秘義務等）

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1） 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- （2） 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- （3） その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

（委員の解任）

第10条 教育委員会は、委員本人から辞任の申出があつた場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- （1） 第9条の規定に違反したとき。
- （2） 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。
- （3） その他解任に相当する事由が認められるとき。

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

（協議会の組織）

第11条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は校長が指名し、副会長は会長が指名する。ただし、その対象学校の校長が会長となることはできない。

3 会長は、次条第1項に規定する会議の議長となり会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理するものとする。

（会議）

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、その対象学校の校長と協議の上、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、その対象学校の校長及び関係者に報告及び説明を求めることができる。
- 6 対象学校の校長は、必要に応じ当該対象学校の関係職員を会議に出席させることができる。
- 7 校長は、会議録を作成し、対象学校に5年間保存しなければならない。

(会議の公開)

第13条 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。ただし、協議会が必要と認めた場合は、非公開にすることができる。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(会議の報告)

第14条 校長は、毎回の会議終了後、学校運営協議会開催報告書(様式第3号)により、教育委員会に会議の内容を報告しなければならない。

(研修)

第15条 教育委員会は、委員に対して協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況を的確に把握し、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(学校運営に関する評価)

第17条 協議会は、その対象学校の運営状況等について、毎年度1回以上の評価を行うものとする。

(協議会の庶務)

第18条 協議会の庶務は、その対象学校において処理する。

(運営等)

第19条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。